

傍 聴 要 領

平成25年8月9日
京 都 府 教 育 庁
管理部管理課長決定

1 趣旨

この要領は、府立鴨沂高等学校校舎等改築工事基本・実施設計業務に係る意見聴取会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等により、その人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議開会予定時刻の10分前までに管理課長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、管理課長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

2 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等をする事。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真・映画の撮影、録音等をする事。ただし、あらかじめ管理課長の許可を受けたときを除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動をすること。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、管理課長又は意見聴取会議の委員長が退場を命じた場合

4 その他

意見聴取会議の委員長は、この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項を定めることができる。